



群馬県
高崎市等広域消防局



予防技術資格者 認定制度について

事例類型 II 高度化・専門化

取組期間 平成27年1月から

背景

消防力の整備指針第32条第3項の規定に基づき、予防技術資格者の資格を定める告示（平成17年消防庁告示第13号）附則第4項のみなし資格が平成23年3月31日に終了し、有資格者が減少したことに加え、大量のベテラン職員が退職していく状況にある。

一方、平成26年に消防力の整備指針が改正され、さらなる予防技術者の専門化及び拡充が求められているところであり、予防技術資格の有資格者の確保が急務となっていた。このため、予防技術資格者認定要領を抜本的に見直し、平成27年1月に新たに予防技術資格者認定要綱を定めるに至った。

内容

当消防局で定めた予防技術資格者認定要綱における特色は、以下の3点である。

(1) 認定前の40時間の実務研修

予防技術検定に合格した者は、予防技術資格者認定申請書を予防課へ提出し、その後、合格した次の年度内に、資格種別に応じた実務研修を40時間受講する。違反処理の現場出向、新築の消防用設備の完成検査等実際の予防業務を通じて、予防技術資格者としての能力を向上させることを目的とする。

(2) 認定後の資格種別専門研修

40時間の実務研修の後、認定式を経て認定者となる。その後は、年に1回以上、原則として受講拒否ができない資格種別専門研修を受講することになる。専門研修の一例として、自動火災報知設備のモデルを用いた設備研修、一斉無通告査察への同行、消防情報支援システムの入力研修といったものが挙げられる。

(3) 予防技術資格者章の貸与

認定者の内、予防専従の係の日勤者として通算3年以上従事し、予防行政に関するレポートの提出のうえ消防局長に認められると予防技術資格者章（銀）が貸与される。

さらに、複数の資格種別を取得した認定者が通算6年以上従事した場合は、予防技術資格者章（金）が貸与され、制服又は活動服の左胸に当該資格者章（バッジ）をつけることとなっている。

成果

警防担当職員が普段携わることのない予防業務を体験することによる刺激や、高度な内容の研修、現場での実務研修によるスキルアップが好評を博している。また、資格者章を胸につけることにより、予防技術資格者としての自覚や責任といったものが芽生え、バッジをつけていない人との心理的な差別化ができており、認定者以外の者に対しても、予防の魅力が浸透させるのに一定の効果があったと考えている。

特記事項

● 予防技術資格者章（銀）



● 専門研修（一斉無通告査察出発式）



● 専門研修（査察時）



● 専門研修（支援システム入力研修）



選考委員のコメント

3段階のステップを踏み、長期にわたり予防スキル向上を図るプログラムであり、大変優れている。また警防要員が予防業務を体験することの有効性が職員間で認知されており、今後の発展が期待される。